

## 任意継続被保険者の資格喪失の手続きについて

### ① 再就職をして他の医療保険の被保険者となったとき

**手続き** 資格喪失申出書を当組合に郵送にてご提出してください。  
(提出書類)

資格喪失申出書 (再就職先の保険証コピーを要添付)

任意継続の健康保険者証 (被扶養者分含む。また、限度額適用認定証・高齢受給者証等の交付を受けている場合は、それらもあわせてご返送願います。)

※送付される際は、紛失による事故防止のため健康保険証の表面にマジック等で「無効」や×印をご記入いただき、郵便局より簡易書留にてご郵送願います。

**保険料** 再就職月以降の保険料をすでに納付されている場合は、その保険料は還付いたします。(任意継続資格取得月と再就職月が同一の場合を除く)

還付金が生じた方については、資格喪失申出書受領後に、当組合から還付に関する書類を送付いたします。

### ② 任意継続被保険者でなくなることを希望するとき

**手続き** 資格喪失申出書を当組合に郵送にてご提出してください。  
(提出書類)

資格喪失申出書 (任意継続の保険証は同封しないでください。)

※資格喪失日は、資格喪失申出書が当組合にて受理された日の属する月の翌月1日となりますので、脱退希望月の前月末日に当健保へ必着するよう送付ください。

[例] 資格喪失申出書受理日 : R 6 . 4 . 22 ⇨ 資格喪失日 : R 6 . 5 . 1

※資格喪失後、「健康保険資格喪失証明書」を当組合から速達にて送付いたします。

**保険料** 資格喪失月以降の保険料をすでに納付されている場合は、その保険料は還付いたします。

還付金が生じた方については、資格喪失申出書受領後に、当組合から還付に関する書類を送付いたします。

### ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

**手続き** 当組合宛てにご連絡ください。必要書類等をご案内いたします。

【連絡・送付先】 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2-1-82  
九州電力健康保険組合 任継担当 宛  
TEL092-726-1605